

平成五年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

原告 徐 鎬
被告 国 鎬
■鎬ほか二六名

答弁書

平成五年一〇月一二日

被告指定代理人

野 本 昌 城



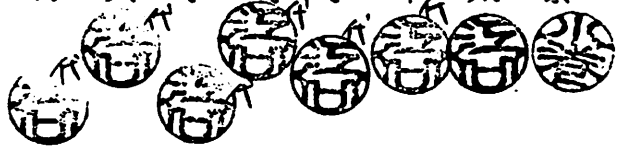


京都地方裁判所第一民事部 御中

糸 西 西 竹 山 塚 江 小
井 村 谷 中 口 本 口 卷

清 仁 博 芳 伊 幹

博 典 孝 司 子 平 太 泰



第一 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求めらる。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言が付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求めらる。

第二 請求の原因に対する認否

事実関係を調査中につき、認否が必要な事項については追って認否する。

